



議案第九号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 稜

三朝町条例第

号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「五百円」を「八百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。